



# 三重県公報

平成25年12月24日（火）

第 2559 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
834	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	2
835	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
836	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	( 同 )	2
837	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 同 )	2
838	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	3
839	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	( 同 )	3
840	総合特別区域法の規定による指定法人の指定	(ものづくり推進課)	3
841	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(企業誘致推進課)	3
842	同伴	( 同 )	4
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	4
	都市計画の図書の写しの縦覧	( 都 市 政 策 課 )	4
	同伴	( 同 )	5
	二級建築士を処分した旨	( 建 築 開 発 課 )	5
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 教 育 委 員 会 )	5

告 示
-----

## 三重県告示第 834 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
御伽草子クリニック	亀山市川崎町 4855 番地タウンカワサキ A 棟 101	平成 25 年 12 月 3 日
佐々木クリニック	伊勢市勢田町 431	平成 25 年 11 月 11 日
ひさいインター歯科	津市久居明神町 2522 番地	平成 25 年 10 月 1 日
医療法人有真会アットホーム菰野歯科医院	三重郡菰野町大字宿野字神明田 357 番地	平成 25 年 12 月 1 日
みどり調剤薬局倉田山店	伊勢市神田久志本町 1754-3	平成 25 年 12 月 1 日
イオン薬局東員店	員弁郡東員町大字長深字築田 510 番地 1	平成 25 年 11 月 1 日
伊賀市立上野総合市民病院訪問看護ステーション	伊賀市四十九町 831 番地	平成 25 年 11 月 1 日

## 三重県告示第 835 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人誠進会 由井耳鼻咽喉科	伊勢市岩渕 2 丁目 7 番地 12	由井医院	平成 25 年 11 月 1 日
やまがみ眼科	名張市栄町 2825 番地の 1	名張市希中央四番町 2 番地	平成 25 年 11 月 1 日
西岡医院	志摩市磯部町迫間 375	西岡記念セントラルクリニック	平成 25 年 11 月 1 日

## 三重県告示第 836 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
医療法人社団藤原会 桑名メディカルクリニック	桑名市大山田 1 丁目 7-8	平成 25 年 12 月 31 日

## 三重県告示第 837 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
佐々木クリニック	伊勢市勢田町 431	平成 25 年 11 月 11 日

ひさいインター歯科	津市久居明神町 2522 番地	平成 25 年 10 月 1 日
イオン薬局東員店	員弁郡東員町大字長深字築田 510 番地 1	平成 25 年 11 月 1 日
伊賀市立上野総合市民病院訪問看護ステーション	伊賀市四十九町 831 番地	平成 25 年 11 月 1 日

### 三重県告示第 838 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人誠進会 由井耳鼻咽喉科	伊勢市岩渕 2 丁目 7 番地 12	由井医院	平成 25 年 11 月 1 日
やまがみ眼科	名張市栄町 2825 番地の 1	名張市希中央四番町 2 番地	平成 25 年 11 月 1 日
西岡医院	志摩市磯部町迫間 375	西岡記念セントラルクリニック	平成 25 年 11 月 1 日

### 三重県告示第 839 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
医療法人社団藤原会 桑名メディカルクリニック	桑名市大山田 1 丁目 7-8	平成 25 年 12 月 31 日

### 三重県告示第 840 号

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定法人を指定しました。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社南条製作所	鈴鹿市広瀬町 877 番地	平成 25 年 12 月 13 日	平成 26 年 3 月 31 日

### 三重県告示第 841 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の所在地の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により朝日町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワみえ朝日インター店  
三重郡朝日町向陽台 3 丁目 2-1
- 2 朝日町から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部企業誘致推進課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 25 年 12 月 24 日から平成 26 年 1 月 24 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 842 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出（大規模小売店舗における営業時間、駐車場の自動車の出入口の数等の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）イオンモール東員  
員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地ほか 321 筆
- 2 東員町から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部企業誘致推進課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 25 年 12 月 24 日から平成 26 年 1 月 24 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 26 年 2 月 12 日まで縦覧に供します。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成 25 年 12 月 12 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
21 健康生きがいネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
木村 晃康
  - (3) 主たる事務所の所在地  
津市広明町 253 番地
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、21 世紀長寿社会を迎え、高齢者の健康づくりの増進と自立を助長し、健康で、生きがいを持ち地域で活動出来る社会づくりや介護が必要になった時は、自立した生活が出来る環境をつくり、もって明るく活力ある高齢社会づくりに寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、名張市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 12 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
名張都市計画公園  
3・3・5号薦原公園
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、名張市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成25年12月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
名張都市計画汚物処理場  
1号伊賀南部浄化センター
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により二級建築士を処分しましたので、同条第5項の規定により公告します。

平成25年12月24日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 処分をした年月日  
平成25年12月10日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

処分を受けた建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号
岡部 勇	二級建築士	三重県知事登録第4915号
三井 清和	二級建築士	三重県知事登録第6648号

- 3 処分の内容  
戒告
- 4 処分の原因となった事実  
建築士法第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を期限内に受講しなかった。  
このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

### 特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成25年12月24日

三重県教育委員会教育長 山口 千代 己

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
平成25～28年度 三重県立特別支援学校北勢きらら学園総合管理業務
  - (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。  
入札説明書（仕様書）は、三重県物件等電子調達システム（以下「電子調達システム」といいます。）内の入札等情報公開システムから入手することができます。

- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成29年3月31日(金)までとします。ただし、契約の履行期間は、平成26年4月1日(火)から平成29年3月31日(金)までとします。
- (4) 委託業務履行場所  
三重県四日市市下海老町字高松 161 番地
- (5) 総合評価方式による一般競争入札  
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 本店又は支店等で電子調達システム利用登録をしている登録事業者であること。
- (2) 落札資格  
ア 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱(以下「落札停止要綱」といいます。)により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。  
エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号、第2号及び第7号又は第7号及び第8号に掲げる事業についての登録を受けていること。  
オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当施設の専任技術者として選任できること。  
カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を6月以上継続して履行した実績が通算して3年以上あること。
- 3 入札に関する事項  
本件入札は、書面により行いますが、本件入札に参加するためには、電子調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに13に掲げる電子調達システムに関する事務を担当する所属に電子調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。  
なお、利用登録申請における電子証明書(ICカード)は不要とします。
- 4 入札者及び落札候補者に求められる義務  
入札参加希望者は、次の(1)に掲げる書類を12(2)に掲げる締切日時及び方法により提出してください。  
また、落札候補者にあつては、入札実施後に次の(2)から(5)までの書類を12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。  
なお、提出された書類について、説明等をお願いする場合があります。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱(以下「資格要綱」といいます。)第3条第1項に定める競争入札参加資格確認申請書(第1号様式(その1))
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (4) 2(2)エの登録を受けていることを証する書類の写し
- (5) 2(2)カを証明する書類
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、2部(正本1部及び複写用の副本1部)とします。
- (3) 原稿サイズは、A4を基本(当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。)とし、両面使用によりページ数は概ね300ページまでとしてください。  
また、フラットファイル等で製本してください(製本テープ等で留めないでください)。
- (4) 製本する際には、2(2)オに掲げる建築物環境衛生管理技術者の選任予定者の技術者証の写しを、冒頭部分に編綴してください。なお、この書類については、(3)の300ページには含めません。
- (5) 正本、副本共に目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください(副本は当方で複写用と

して使用するため、インデックスは付けないでください。)

- (6) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりとしてください。
- (7) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。

また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

- (8) 技術提案書提出時に配置予定として選任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

- (10) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。

ア 配置予定清掃従業員の貴社での経験年数

イ 配置予定の機械設備運転保守点検管理作業員の実務経験年数

- (11) 業務の一部を再委託する場合は、管理体制が確認できる履行体制図を提出してください。ただし、業務内容によっては、再委託が認められない場合があります。

## 6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いします。

なお、詳細は12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。

- (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は、行いません。また、技術評価点は、0点となります。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後に無効とし、落札者とはしません。

## 7 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## 8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の108を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格(以下「調査基準価格」といいます。)を下回った場合には、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札候補の決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者(次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。)へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

## 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。
- (3) 契約は、14に掲げる所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。
- 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- 11 その他
- (1) 当該入札に疑義（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお願います。）。
- (2) 本件入札の事項その他に疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分確認しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。
- また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件入札手続の停止等を行うことがあります。
- 12 期間の設定
- (1) 質疑応答の締切日時  
平成26年1月9日（木）17時までに、14に掲げる所属へ書面（電子メール又はファクシミリ）により質疑申請を行ってください。
- 回答は、平成26年1月14日（火）までに、入札等情報公開システムの「発注情報閲覧画面」で公開します。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時  
平成26年1月17日（金）17時までに、「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式（その1））を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。
- 結果通知は、平成26年1月21日（火）までに行います。
- (3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成26年1月29日(水)17時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は封筒等の外側に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 平成26年2月6日(木)に実施予定です。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

入札書は、一般書留又は簡易書留により、平成26年2月4日(火)から同月12日(水)10時までの間に、下記に指定する郵便局に「局留郵便」として到着するよう送付してください。

指定する郵便局 三重県津市広明町13番地 三重県庁内郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

指定する郵便局の郵便番号：514-0006

指定する郵便局の住所：三重県津市広明町13番地

指定する郵便局：三重県庁内郵便局留

受取人：三重県教育委員会事務局 予算経理課 学校経理班

案件名：三重県立特別支援学校北勢きらら学園総合管理業務委託 入札書在中

※ 入札書には、入札価格、入札者の住所、氏名(法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。)を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

入札者は、入札書を封筒に入れ封印し、入札者の住所、氏名、物件名等を表記してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。

また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差し替え及び再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成26年2月12日(水)10時30分

場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁1階第106会議室

※ 開札に立会いを希望される場合は、14に掲げる所属に、開札日の1週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、平成26年2月13日(木)17時までに、4(2)から(5)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行った場合は、別途提出期限を定めます。

また、提出された証明書について、説明等をお願いする場合があります。

13 電子調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班 システム担当

電話 059-224-2772 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局 予算経理課 学校経理班 担当 中尾

電話 059-224-3320 ファクシミリ 059-224-2319 電子メール kyoyosan@pref.mie.jp

#### 15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Management and Maintenance of Hokusei Kirara Gakuen Special Needs School's building and grounds.

(2) Term of contract :

From April 1, 2014 through to March 31, 2017

(3) Bid Submission Deadline :

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, February 4, 2014 and 10:00 A.M. on Wednesday, February 12, 2014.

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Wednesday, February 12, 2014.

(5) Managing Authority :

Budget and Accounts Office, Board of Education, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3320

#### 別記 落札候補者決定基準

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件、地域貢献要件及び全般）の観点で評価します。

##### 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後、落札決定します。

#### 1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 ≤ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 300 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 =  $300 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

#### 2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を与えます。

#### 3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とし、ます。

#### 4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切り捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第 2 位以下を切捨てとします。

#### 5 合計点数の最も高い者が 2 人以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とし、ます。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とし、ます。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とし、ます。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合であって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当

該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

#### 6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」300点、「技術評価点」300点の計600点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

#### 7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札候補の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り）へ同様の調査を実施するものとします。

#### 【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制	116	19
		履行体制及び品質保証取組		61
		検査体制		16
		顧客満足度向上への取組		20
	技術要件 (機械設備運転 保守点検管理 業務)	研修体制	96	10
		履行体制及び品質保証取組		34
		検査体制		10
		顧客満足度向上への取組		10
		異常発生時初動体制		32
	企業要件	契約実績	23	23
	地域貢献要件	障がい者雇用実績	35	20
		次世代育成支援		10
		地域社会貢献度		5
全般	業務の取組姿勢	30	30	
		合計	600	600

## 発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>